

審議案件 2

第143回大規模小売店舗立地審議会資料(法第5条第1項)

第1 審議案件の概要

<届出概要>

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称) フォルテ船橋行田
- 2 所在地：船橋市行田一丁目382番1
- 3 建物設置者：株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之
- 4 小売業者名：株式会社ベルク(食料品、生活用品等)ほか3者
- 5 敷地の概要：
 - ・敷地面積 14,344 m²
 - ・都市計画区域 市街化区域
 - ・用途地域 工業地域
 - ・現況 更地
- 6 建物の概要：
 - ・構造 (店舗棟)鉄骨造り2階建て(飲食棟)鉄骨造り1階建て
 - ・建築面積 4,967 m²
 - ・延床面積 8,366 m²
 - ・店舗面積 4,364 m²
- 7 周辺の環境等：東部アーバンパークライン塚田駅から南南西方向約300mに位置しており、東側は道路・鉄道を挟んで集合住宅、保育園及び駐車場が立地しており、北側は市道を挟んで集合住宅(建設予定)、南側は小学校(建設予定)に隣接、西側には公園(整備予定)に隣接。
- 8 処理経過：
 - ・届出日 令和元年5月16日
 - ・公告縦覧期間 令和元年5月31日～令和元年9月30日
 - ・説明会開催日時 一回目：令和元年5月25日 16時
二回目：令和元年5月28日 19時
 - ・場所 船橋市塚田公民館 講堂
- 9 市町村・住民等の意見：船橋市の意見 なし
：住民等の意見 なし

- 1 新設日：令和2年9月1日
- 2 店舗面積：4,364 m²
- 3 駐車場の位置：図3
駐車場の収容台数：235台
- 4 駐輪場の位置：図3
駐輪場の収容台数：125台
- 5 荷さばき施設の位置：図3
荷さばき施設の面積：112 m²
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3
廃棄物保管施設の容量：22 m³
- 7 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前0時
- 8 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～翌午前0時30分
- 9 駐車場の出入口の数：2か所
駐車場の出入口の位置：図3
- 10 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項 (届出事項等)

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況																								
<p>ア 駐車場の収容台数 : 届出台数 235台 (内、身障者用3台、高齢者用2台) (指針に基づく算出) : 必要駐車台数 = 235台 (届出書 P5 参照) ※市条例に基づく附置義務 : 対象区域外</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等 (図3参照) ・平面駐車場 (自走式) ・出入口2か所 交通への支障を回避するための方策 ・計画地北東角に誘導看板を設置する。 ・駐車場内に案内看板を設置する。 ・新聞折込みチラシに案内経路図を掲載する。 ・駐車場出入口に繁忙時、交通整理員を配置する。 ・オープン時・繁忙時に計画地北東の交差点で滞留が発生する場合は、場内で出庫を待っていただく対応を検討する。</p> <p>ウ 駐輪場の確保等 (図3参照) ・届出台数 125台 (指針の参考値に基づく算出) 必要駐輪場台数 = 125台 (届出書 P9 参照) ・駐輪場の管理体制 ・繁忙時には整理員が巡回し、違法駐輪が行われないよう注意喚起に努める。 ・閉店後は出入口を施錠する。 ・駐輪場案内の表示方法 駐輪場に看板を掲示し、路面標示を行う。</p> <p>エ 荷さばき施設の整備等 (図3参照) (ア) 荷さばき施設の整備 面積 : 112㎡ (イ) 計画的な搬出入</p>	<p>※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場 指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。</p> <p>※荷さばき施設 搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされていると認められる。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名 (面積㎡)</th> <th>C-1 (72 ㎡)</th> <th>C-2 (40 ㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時作業可能台数</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>待機スペース</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両専用出入口</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td> <td colspan="2">午前6時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両台数/日</td> <td>3台 (10t)、7台 (4t以下)、2台 (廃)</td> <td>3台 (4t)、4台 (2t)、2台 (廃)</td> </tr> <tr> <td>平均的な荷さばき処理時間/台</td> <td>15分 (10t)、10分 (4t以下)、15分 (廃)</td> <td>10分 (4t以下)、15分 (廃)</td> </tr> <tr> <td>ピーク時搬出入車両台数/時間</td> <td>2台/時間</td> <td>2台/時間</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (面積㎡)	C-1 (72 ㎡)	C-2 (40 ㎡)	同時作業可能台数	1台	1台	待機スペース	無	無	搬出入車両専用出入口	有	有	荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時		搬出入車両台数/日	3台 (10t)、7台 (4t以下)、2台 (廃)	3台 (4t)、4台 (2t)、2台 (廃)	平均的な荷さばき処理時間/台	15分 (10t)、10分 (4t以下)、15分 (廃)	10分 (4t以下)、15分 (廃)	ピーク時搬出入車両台数/時間	2台/時間	2台/時間	
施設名 (面積㎡)	C-1 (72 ㎡)	C-2 (40 ㎡)																							
同時作業可能台数	1台	1台																							
待機スペース	無	無																							
搬出入車両専用出入口	有	有																							
荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時																								
搬出入車両台数/日	3台 (10t)、7台 (4t以下)、2台 (廃)	3台 (4t)、4台 (2t)、2台 (廃)																							
平均的な荷さばき処理時間/台	15分 (10t)、10分 (4t以下)、15分 (廃)	10分 (4t以下)、15分 (廃)																							
ピーク時搬出入車両台数/時間	2台/時間	2台/時間																							

ピーク時荷さばき処理時間/時間	25分/時間	20分/時間	※経路 経路設定及びその周知の方法は、適切な配慮がなされていると認められる。
荷さばき処理可能時間/時間	60分/時間	60分/時間	

オ 経路の設定

(ア) 案内経路 図4のとおり

(イ) 周知の方法

- ・計画地北東角に誘導看板を設置する。
- ・駐車場内に案内看板を設置する。
- ・新聞折込みチラシに案内経路図を掲載する。
- ・駐車場出入口に繁忙時、交通整理員を配置する。

(ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無：有 ※令和3年3月に南側敷地の小学校開校後、周辺道路が通学路に指定される見込み

- ・駐車場出入口に繁忙時、交通整理員を配置し、その後状況に応じ配置を検討する。
- ・通学時間に荷さばき車両の入出庫が重なる場合は、交通整理員による誘導を行う。

(エ) その他 右折入出庫の安全策：有

- ・駐車場出入口に繁忙時、交通整理員を配置する。
- ・オープン時・繁忙時に計画地北東の交差点で滞留が発生する場合は、場内で出庫を待つていただく対応を検討する。

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用通路を場内に設置する。 ・混雑が予想される場合には、適宜交通整理員を配置する。 ・夜間照明を設置する。 	※ 歩行者の通行の利便性の確保について、適切な配慮がなされていると認められる。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 法令への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物は、食品リサイクル法の基本方針に基づき、発生の抑制・減量・再利用に努める。 処理業者へ委託し、魚のあらや生ゴミは堆肥・飼料等に、廃油は石鹸等に再利用する。 店頭にてトレー、牛乳パック、ペットボトルのリサイクルボックスを設置し、再資源化に努める。 <p>イ 廃棄物減量化・リサイクルの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ダンボール・発泡スチロールの減量のため、パレット、リターナブルコンテナを使用する。 贈答品等の簡易包装を推進する。 エコバックの販売や、お客様へレジ袋削減のための声かけをして、レジ袋の使用量を削減する。 マイバッグ持参のお客様にポイント加算を行い、レジ袋を削減すると共に、店内ポスター等で周知する。 バラ売り販売を行い、容器包装の削減を行う。 少量パックを採用し販売促進するとともに、売れ残りによる廃棄物の削減を行う。 商品の販売時間や数量など、詳細なデータを把握する情報システムを構築し、生鮮食品、加工食品をいち早くお客様に供給するとともに、ロス削減に努める。 朝礼、社内会議において、廃棄物の分別、廃棄物減量化の啓発を行う。 事務所内にリサイクルに関する取り組みについて掲示し、PRする。 事務所のコピー用紙を両面使用後、再資源化する。 	<p>※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <p>防災協定等の締結予定：なし</p> <p>協定以外の防災対策への協力：災害時に物資提供等の要請が行政よりあった場合には、協力する。</p> <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備員が定期的に巡回することで、事件・事故等が発生しないように努める。 駐車場及び駐輪場等は、閉店後チェーンバリカーにより施錠・管理し、警備会社による機械警備を行う。 店内各所に防犯カメラを設置する。 	<p>※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 騒音問題への一般的対策：・低騒音型機器の導入</p> <p>(イ) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設：・荷さばき施設は十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮化に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・平滑な路面とする。 ・荷さばき作業：・低騒音型台車を使用し、騒音を極力小さくするよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき車両のアイドリング・ストップを徹底する。 ・重量物の積み下ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等を最小限に抑えるよう指導、徹底する。 <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等の使用は行わない。 <p>(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 室外機等からの騒音対策：低騒音型機器を導入する。</p> <p>b 駐車場からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策：駐車場内側溝蓋のボルト止等、衝撃音の発生を抑制する。 ・運用面の対策：・駐車マスにスムーズに出入り出来るようなレイアウトにより、アイドリング・クラクション・空ふかし等が抑えられるよう案内板等に掲示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間外に入出庫する従業員に対し、静穏な運用を行うよう指導する。 <p>c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策：床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努める。 ・運用面の対策：・深夜、早朝の作業を回避する。 <ul style="list-style-type: none"> ・重量物の積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等、最小限に抑えるよう指導し徹底する。 ・回収車両の作業人員への騒音防止の徹底し、指導する。 ・作業時間の短縮に努める。 	<p>※騒音</p> <p>騒音の予測・評価結果は、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。</p> <p>夜間に発生する騒音の予測評価において、機器合成音について基準値を下回った。</p> <p>また、来客車両走行音が敷地境界で基準値を超過した地点については、隣地敷地境界で再予測を行い基準値以下であることを確認している。よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。</p>

イ 騒音の予測・評価について (図5 参照)

(ア) 騒音の総合的な予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、
 昼間(6:00~22:00)及び夜間(22:00~6:00)における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。
- c 評価方法：騒音に係る環境基準。
- d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測 (等価騒音レベル) 単位：dB				備考
地点名	用途地域	環境基準類型	昼間 (6:00~22:00)		夜間 (22:00~6:00)		
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A	工業地域	C	44	60 以下	38	50 以下	
B			54		42		
C			49		45		
D			52		45		
E			49		41		

(イ) 発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での最大騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界地点及び隣地敷地境界地点。
- c 評価方法：騒音規制法の夜間の規制基準。
- d 発生する騒音ごとの予測結果 (抜粋)

予測地点			音源ごとの予測 (最大騒音レベル) 単位：dB					備考
予測地点	用途地域区分	騒音規制法 区域区分	夜 間 (22:00~6:00)					
			敷地境界	基準値	予測地点	隣地敷地境界	基準値	
ア	工業地域	第四種	46	55※	—	—	—	機器合成音
イ			47		—	—		〃
A-1	工業地域	第四種	74	60	a' -1	54	60	来客車両走行音
A-14			53	55※	—	—		〃
A-41			54		—	—		〃
A-58			74	60	a' -58	54		〃

※ 小学校 (計画) と保育園の敷地境界から 50m 範囲は、基準値から -5dB する。

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物等の保管について (図3参照) (ア) 保管のための施設容量の確保 廃棄物の保管施設の容量 : 22 m³ (高さ 1.0m) (指針による算出) 廃棄物等の保管容量 : 20.33 m³ (届出書 P18 参照)</p> <p>イ 廃棄物等の運搬や処分について ・運搬・処理方法 許可業者による敷地外処理 ・運搬頻度 毎日</p>	<p>※廃棄物 廃棄物に係る事項等について、保管施設は指針を満たす保管容量が確保されており、運搬等についても適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 敷地内の緑化計画 : 緑化面積 1,898.75 m² (開発敷地面積 14,344 m²の 13.2%) ※船橋市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 敷地面積の12%以上 (敷地面積14,344m²×12%=1721.28m²以上)</p> <p>イ 街並みづくり、景観への配慮 関連する計画等 : 船橋市屋外広告物条例、船橋市景観計画、船橋市景観条例 配慮事項 : ・落ち着いたイメージとして周辺との調和を図る。 ・敷地周辺に緑地を配置し、排気ガス・騒音等に対する緩衝帯とする。</p> <p>ウ 屋外照明・広告塔照明等 ・点灯時間 屋外照明及び広告塔照明 : 日没より小売店舗閉店時刻まで (24時間営業の併設施設の広告は、日没から日の出まで) ・光害対策 敷地外への光を遮るようにし、広告面のみ照射する。 24時間営業の併設施設店舗が利用する駐車場の範囲及び照射範囲を限定する。</p>	<p>※街並みづくり等への配慮 地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。</p>

3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 船橋市の意見 なし イ 住民等の意見 なし ウ 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員 (県関係課) からの意見 なし</p>	

第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。
駐輪場については、指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。
経路の設定及びその周知方法について、適切な配慮がされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯から必要な規模の施設及び適切な運営計画であると認められる。
- 3 騒音の予測・評価結果は、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。また、夜間に発生する騒音の予測評価において、機器合成音について基準値を下回った。来客車両走行音が敷地境界で基準値を超過した地点については、隣地敷地境界で再予測を行い基準値以下であることを確認している。よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関しても、適切な配慮がされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がされていると認められる。
- 6 船橋市及び住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持を図るため施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると判断する。

第4 県の意見(案)

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。